

17世紀第1四半期の彦根藩経理記録にみる三貨制度成立の一階梯

高 木 久 史

On the Development of the Triple Standard System According to Accounting
Records of the Hikone Domain in the First Quarter of the 17th Century

Hisashi TAKAGI

要 旨

本稿では、一般に三貨制度と称される日本近世貨幣秩序の形成過程の復元に有益な情報を提供する史料、具体的には17世紀第1四半期彦根藩の経理記録、の紹介と考察を行う。幕府基準通貨（慶長金銀・ビタ）を藩の基準通貨に採用したことを示す。

キーワード：三貨制度、慶長金、慶長銀、ビタ、彦根藩

は じ め に

本稿では、一般に三貨制度と称される日本近世貨幣秩序の形成過程の復元に有益な情報を提供する史料、具体的には17世紀第1四半期彦根藩の経理記録の紹介と考察を行う。

第1章 三貨制度の定義をめぐって

議論の前に、そもそも三貨制度とは何か、という問題、すなわち定義に関する点を確認する。『国史大辞典』（吉川弘文館、1979～1997）・『岩波日本史辞典』（岩波書店、1999）・『日本史大事典』（平凡社、1992～1994）・『角川日本史辞典』（新版、角川学芸出版、2004）等の日本史辞書には「三貨制度」またはそれに準ずる語の立項はない。三貨制度の定義については、研究者間のコンセンサスは必ずしもなく、各論考で個別に示されている。それらを見るに、おおまかに3つの定義群に分けられる。

1：広くとるもの。金・銀・銭のいずれをも本位貨幣とし、三貨間に本位・補助の関係がないしくみ⁽¹⁾。この定義だと、すなわち1580～90年代の実態レベルでの金銀銭併用の普及（京都だけでなく畿内近国）⁽²⁾に成立の端緒を求めることができるし、さらには永禄12年（1569）の信長の金銀銭比価公定法⁽³⁾まで遡及することも可能である。もう少し狭くとる定義に、政府オーソライズによる三種の通貨供給と併用がある。この定義では、例えば慶長6年（1601）ごろの慶長金銀発行開始が成立の端緒とされる⁽⁴⁾（先述の信長法の段階では政府オーソライズによる金銀供給がない）。

2：狭くとるもの。幕府による三貨比価法定を含む、幕府が導引する貨幣使用秩序の全国化。

この定義では元禄8年(1695)の元禄幣制改定とそれに伴う領国貨幣の淘汰が成立の画期とされる⁽⁵⁾。

3:1と2との中間(大方のコンセンサスがこれに該当する)。すなわち(1)三貨の単なる併存流通だけでなく、通用階層差・地域差・用途差を含みながらの、それぞれの基準通貨としての使用(価値尺度等)(2)幕府によるそれらの統合(基準金・銀・銭の幕府指定・供給・流通、三貨比価法定、幕府基準通貨の幕府外通貨に対する優越、貨幣発行権の幕府掌握等)の二点が軸となる。とくに重視されるべきが幕府通貨の基準通貨化である。安国良一氏いわく、「初期においては領国金銀や独自の鑄造銭あるいは紙札が流通した。しかし決して平等な並立ではなく、三貨は政治的・経済的優位を占め基軸通貨となった。これこそが前後の時代と近世を画する、貨幣統合のあり方であった」。ただし「日本近世において、幕府指定の三貨がくまなく全国に行き渡り、それ以外の貨幣が排除されるような意味での統一は現実にはなかった」⁽⁶⁾。また幕府公定比価はあくまで幕府公用(年貢・街道筋での食糧売買等)が対象であり、公定比価と独立した市価の存在を政策的に必ずしも否定していないこともよく知られる。この定義では、例えば、慶長13・14年(1608・09)の永楽銭使用禁止ならびに金・銀・ビタ使用強制・比価公定法⁽⁷⁾、または寛永13年(1636)の寛永通宝発行が三貨制度成立の画期とされる。いずれにせよ、三貨制度とは現代の研究者が作った言葉であり、その定義はいかようにも与えうる。

本稿で論じるのは、三貨制度の語で表現される諸現象のうち、幕府通貨の基準通貨化、という点である。幕府のオーソライズにより供給された通貨の優位(幕府外で基準通貨としての採用、幕府外通貨の淘汰、等)は、同じ金・銀・銭併用でも16世紀のそれと異質な、貨幣秩序の近世化の一端に認定しうる。どの時点をもって三貨制度成立と評価するかという時代区分ではなく、狭義の三貨制度成立期とされる元禄期までの動態の一階梯の復元が、本稿の目的である。

第2章 慶長～元和期の彦根藩経理記録にみる基準通貨

本章では、第1章末で課題として示した、幕府通貨の基準通貨化の一階梯の復元をすべく、幕府外での計算貨幣としての採用、換言すれば幕府主導の貨幣秩序の幕府外での受容を示す史料を紹介する。

その史料とは、慶長12年(1607)から元和6年(1620)付けの彦根藩の経理記録である。近江の銭・金・銀使用状況については以前論じたことがある⁽⁸⁾が、その際には言及しなかった。また当史料群は先行研究の言及がほほえないものであり、本稿での言及は史料紹介の意味も含む。

まず慶長年間の事例である。最初のものが、慶長12年正月に、同10年(1605)分の納金銀のうちの残りが彦根藩庫に納められた際の記録である。抄出する(史料1)。

巳(慶長10年)納金銀請取御文庫へ納申事
 一、六拾五枚 京判金極也
 一、三百貳拾貳兩壹分 江戸小判
 一、卅六貫八百貳拾七匁四分 丁銀子
 一、九百拾三匁九分五リン こま銀子
 合卅七貫七百四十壹匁三分五リン(以下略)⁽⁹⁾

なお略した部分にも、「金子京判極」「江戸小判金」「丁銀子」「こま銀子」で価額を表記する項目がある。

金について。各項目を京判または江戸小判建てで記す。京判は、「京」とあることと、全ての項目を枚単位で表記することから、京都のいわゆる大判座後藤による天正大判または慶長大判に比定できる⁽¹⁰⁾。江戸小判は、江戸金座後藤による小判（慶長小判と思われるが武蔵墨書小判を必ずしも排除しない）に比定できよう。10両以上の数値を枚に位替えせず記す点が京判の表記と対照的である。一方で分単位の表記もあることが目を引く。これが一分金を示すのか、小判の切遣いを示すのか、不詳である。

銀について。各項目を丁銀子またはこま銀子建てで記す。一方小計は種類の別を記さない。丁銀子は伏見銀座（伝では慶長6年（1601）設立。同13年（1608）に京都移転）による慶長丁銀と思われる。こま（細）銀子は、小計の項で丁銀子と等価に評価されている（36827.4匁+913.95匁=37741.35匁）ことからすると、慶長丁銀と同品位の銀（小玉銀・丁銀切銀か）に比定できる⁽¹¹⁾。藤井讓治氏の言うように慶長金銀の慶長6年生産開始を示す同時代史料は確認できない⁽¹²⁾が、先の江戸小判の記述を含め、当該史料は遅くとも同12年段階での彦根藩でのその出納を示唆する。なおこれら金銀の一部は大坂陣に際し同19年（1614）に藩庫から支出されることになる⁽¹³⁾。

次に、同16年（1611）の「午未申酉四ヶ年（同11年（1606）～14年（1609））金銀納御勘定之事」⁽¹⁴⁾（史料2）。金について。各項目を京判金または小判金または京小判金建てで記す。一方小計を京小判金または小判金建てで記す。京判は史料1と同様に大判だろう。京小判金建ての項目・小計は全て枚単位で記す。よって京小判金と表現するが、大判座後藤の大判の可能性を想定しうる。小判金の項目・小計を両単位で記し対照的であることも、そのことを示唆する。一方、小判金は全て両単位であり、かつ小計で10両以上の額を枚単位へ位替えしないことから、慶長小判に比定できる（一分金を含む可能性も残る）。以上のように形態で区別して記す点は史料1と同じだが、生産地の区別を記さない点が異なる。

銀について。各項目・小計ともに全て丁銀子建てで記す。この点で史料1と異なる⁽¹⁵⁾。

次に元和年間の事例である。以下は『中村不能齋採集文書』⁽¹⁶⁾収録のいわゆる彦根藩計算券である。この史料群については小葉田淳氏の言及がある。引用するに、「彦根藩計算券に拠れば、元和初年貨幣は小判・丁銀及び上銭を以て計上せられ、上銭に対して中銭があり、又上銭なみの収受不可能なる悪銭が記されてゐる。上銭は即ち前代の精銭に該当し、古銭を主体とするものである。思ふに少くとも近畿では、従来の如く幕府条令の所謂鏹は銭質によつて上・中・下等と称し、その価値も各異にしたであらう」という⁽¹⁷⁾。ただし史料文言の引用はない。

以上を踏まえ史料を編年順に確認する。まず、元和元年（1615）付けの「寅（慶長19, 1614）ノ十月より卯（元和元年）十一月迄御賄方御勘定之事」⁽¹⁸⁾（史料3）を抄出する。

一、四拾四貫九拾八匁壹分五リン (中略)	丁銀	中野助太夫より渡ル
一、七兩三分	小判金	江戸二而御樽錢二百七拾五貫売金之由
一、四百四拾貳貫文	上銭	中野助太夫より渡ル
一、壹貫文	中銭	高橋長四郎・箕形円齋より渡ル
一、八拾三貫文	上州銭	佐藤彦兵衛・浅村八右衛門より渡ル
合五拾七兩三分	小判金	
合七拾壹貫四百九拾貳匁三分	丁銀子	
合五百貳拾六貫文 (後略)	上銭	

金について。各項目・小計ともに全て小判（金）建てで記す。大判を示唆する枚単位の記述はない。この点で史料1・2と異なる。小判金建ての項目での分単位の価額の存在は、史料1と同じく、一分金を含むのか、切遣いを示すのか、不詳である。

銀について。各項目・小計ともに全て丁銀（子）建てで記す。史料2と共通する。

銭について。各項目を上銭または中銭または上州銭建てで記す。一方小計は上銭建てで記す。その際に全種類の銭を等価に評価している（442貫文+1貫文+83貫文=526貫文）。よって、上銭・中銭との価値差を推測する小葉田氏の観は、少なくともこの史料では該当しない。「上州銭」は不詳だが、史料1に「上州物成御勘定」「上州納」との記述がある。彦根移封以前の井伊家の本拠は上野にあり、そのことに関するものか。

次に、同2年（1616）の「寅之年（慶長19年（1614）高宮機銭御勘定之事」⁽¹⁹⁾（史料4）。「貳百八貫貳百貳文 上銭」等と、価額を上銭建てで記す。ただし「内八拾三貫五百五拾貳文ハ銀子壹貫六百七拾壹匁ニ而納」とある。実際には一部を銀納したことがわかる。

次に、同3年（1617）の「丑（慶長18年（1613）寅兩年上鳥札銭御勘定之事」⁽²⁰⁾（史料5）。各項目を丁銀または上銭建てで記す。

次に、同年の「辰（元和2年）之正月より巳（同3年）之二月迄御賄方御勘定之事」⁽²¹⁾（史料6）。小計の部分を抄出する。

合貳拾六貫貳百四拾匁七分一リン	丁銀子
合貳百拾壹兩壹分	小判金
合百分者	壹分判金
合九拾貳貫六百拾貳文	上銭

金について。各項目・小計ともに「小判金」または「壹分判金」建てで記す。小判と一分金との形態別で記す点が目を引く。一分金の小計は両に位替えしておらず、そのことは個体実数を表現している。またそのことは、小判金の項目の「壹分」という端数記述の実態は何かという、史料1・3と同様の問題を提起する。一分金を別に立項する以上は、一分金でない可能性が高い。二分単位であれば二分小判との解釈も可能だが、当史料は一分単位で記すので、この解釈は棄却される。小判の切遣いかもしれない。

銀について。各項目・小計全て丁銀建てで記す。銭について。各項目・小計全て上銭建てで記す。

次に、同年の「巳之六月御上洛之時御賄方御勘定之事」⁽²²⁾（史料7）。史料6と同じく、各項目・小計ともに丁銀・上銭・小判金・一分金建てで価額を記す。なお当史料でも「貳拾壹兩壹分小判金」とのように、小判建て項目に分単位の数値があることが目を引く。

次に、同6年の「午（同4年（1618）五月江戸江御下向并未（同5年（1619）ノ五月京都御上洛之時御賄方御勘定之事」⁽²³⁾（史料8）。

金について。各項目・小計全て一分金建てで記す。また、「拾七者 壹分判金」「合九拾七者 壹分判金」とのように、分単位の表記を略す。また両単位への位替えはない。小判建ての記述は無い。

銀について。各項目・小計全て丁銀（子）建てで記す。

銭について。以下抄出する。

一、四貫九百五拾七文 (中略)	上銭	右同断
一、三百貳拾九貫四拾六文 内貳百八拾八貫四拾六文 八貫文 三拾三貫文	代物	右同断 上銭 中銭 下銭
一、六拾六貫四百七拾貳文	上銭	江戸御下ノ時路次中同江戸にて壹分判金六拾貳にて買申分
一、百壹貫百拾八文	上 中銭共	上 右同断但銀子壹貫五百七拾四匁八分にてかい申分
一、拾貫文 (中略)	上銭	未之年同上洛之時丁銀百五拾五匁ニ而買申代ニ渡ル
合五百拾壹貫六百壹文	上銭	

各項目の価額を、上銭または中銭または下銭建てで記す。一方小計は、引用前半部のように、「代物」とのように銭一般の呼称を記すのみか、引用後半のように上銭建てで記す。前半部を見るに、上銭・中銭・下銭を等価に評価している(288貫46文+8貫文+33貫文=329貫46文)。また全体の小計も三銭種を等価に評価している(4貫957文+329貫46文+66貫472文+101貫118文+10貫文=49緡+57文+3290緡+46文+664緡+72文+1011緡+18文+100緡=5114緡+193文=5114緡+96×2文+1文=5116緡+1文=511貫601文。なお以上から96文による省陌であることが逆にわかる)。よって「百壹貫百拾八文 上・中銭共」の記述は、上銭・中銭の価格差を前提としどちらかに換算した上での合算額ではなく、双方を等価とし単純に合算した額であることを示唆する。以上のことから、史料3とあわせ、上銭・中銭・下銭との価値差を推測する小葉田氏の観は、この史料でも該当しない。ただし当該史料群外で上銭・中銭・下銭に価値差が設けられていた可能性を排除するものでもない。つまり社会一般での使用では価値差が設けられていたが、当該史料群-彦根藩の帳簿上は等価に評価された、という可能性がある。この点については後述する。

次に、同年の「申(同6年)ノ五月同九月同極月御上洛御賄御勘定之事」⁽²⁴⁾(史料9)。史料5と同様に、各項目・小計を丁銀または上銭建てで記す。

本稿で考察の対象とする史料は以上である。これら史料群から看取できる各種金・銀・銭の使用状況について以下まとめる。

・大判：慶長12年・同16年の記録(史料1・2)にあり。「京判金」(「京小判」とも?)と表記される。小判との別記は、品位が異なること等により価額を単純合算できないことによるものか(両替商で慶長大判が小判七両二分等に換算されたことはよく知られる)、または形態別に記すこと自体に意味があったのか、わからない。なお大坂陣での支出の記述は、研究史上しばしば語られる軍用での大判使用を示す。また元和以降(史料3以降)の記録の不在は、元和偃武に伴う実用解消を示唆するものか。

・小判：慶長12年の記録(史料1)は「江戸判金」と記す。一方同16年の記録(史料2)以降は「小判金」と記すのみであり、地名表記が解消する。地名表記の解消は、小判金といえば江戸生産という社会的コンセンサスがこの時点までに形成されたことを示唆するものか。またすべての時期にわたり分単位の表記がある。小判の切遣いを示すものか。

・一分金：元和3年の記録(史料6)は、小計を小判と一分金とを別記する。このことは同史料の小判金の分単位の価額を表す実体が一分金でない可能性を示唆する。また小判と一分金との別記は、形態別に記すこと自体に意味があるとも解釈できる。同6年の記録(史料8)では小判

金の記録はなく、金は一分金のみを記す。なお全記録で合計価額を分単位で記し、両への位替えはしない。

・丁銀：当史料群全時期で記録がある。なおこま銀と併記される慶長12年の記録は分単位だが、元和3年以降の記録では厘単位まで記述される。

・こま銀：慶長12年の記録（史料1）のみ登場する。厘単位まで記され、丁銀と等価に評価されている。

・上銭：元和元年の記録（史料3）以降に登場する。

・中銭：元和元年・同6年の記録（史料3・8）に登場する。上銭と等価に評価される。

・下銭：元和6年（史料8）の記録に登場する。上銭と等価に評価される。なお先に引いたごとく、小葉田氏は上銭・中銭・下銭の価値差を語る。しかし少なくとも当該史料群の記述上は、三種の銭に価値差は無い。

・小計の建値：金は京判・京小判・小判・一分判の分別がある。銀は丁銀のみ、銭は上銭のみが使用される。つまり経理記録上、銀・銭は小計の建値－基準通貨－計算貨幣を統一しているが、金は形態別に小計を立項する。

第3章 当該記録の含意

第2章で引いた史料群の通貨単位記述の含意は何か。その考察の前提として、同時期の近江の金・銀・銭の使用状況を確認する⁽²⁵⁾。

まず金。近江では1570年代以降用例を確認できる。形態・種別を明記する事例を見るに、元和元年（1615）に馬見岡綿向神社（現日野町）の修理に際し「小判金」8両を蒲生家（もと近江南東部の領主、当時陸奥会津藩主）が寄進した。また同6年（1620）には「壹分判合六両」を寄進した。第2章で示した史料群と同時期の近江で、社会の実態レベルで小判・一分金の普及（神社への寄進支払での使用）があったことがわかる。ただし一分金につき「合六両」と、価額を両単位に位替えして記す点で、第2章で示した史料群と異なる。

次に銀。近江では1590年代以降普及を確認できる。種別を明記する事例を以下示す。まず灰吹銀。葛川明王院の算用記録を見るに、慶長12年（1607）六月会で「はいふき壹匁二分」、同13年（1608）十月会で「壹匁三分 はいふき」、同14年卯月会で「一匁二分 はいふき」を支出した、とある。また先に元和6年の蒲生家から馬見岡綿向神社への金寄進の事例を示した。このとき「灰吹銀合拾壹匁五分」も寄進された。つまり第2章で示した史料群と同時期に灰吹銀使用も存在していた。第2章で示した史料群では灰吹銀に関する明確な記述が確認できないことと対照的である。

次に丁銀。慶長20年（1615）の、日野鉄砲屋町田佐吉への鉄砲「三百挺代銀六貫三十目」のうちの手付「貳貫目 丁銀」の京での支払の約束に関する記録がある。当記録は、同20年段階で、近江の町レベルで丁銀の使用がありえたことを示す⁽²⁶⁾。一方、史料1を見るに、同12年に藩庫での丁銀出納の記述があった。以上から、慶長末年段階の近江の在地・藩出納レベルともに丁銀使用があったことがわかる。

次に銭。同時期で銭の種別を明記する事例として、上銭の記録がある。葛川明王院の同10年（1605）法会算用の記録に「七貫六百六十二文アリ上銭也」とある。これが同時期の史料の「撰銭」と相当との推測を以前示した。なお上銭は同時期の京都・紀伊・讃岐でも所見がある⁽²⁷⁾。

上銭とは何か。小葉田氏は京都の上銭事例を網羅的に検出した結果、かつての非基準銭のうち16世紀末から17世紀初頭において相対的に上位に評価された銭、具体的には「精銭の約二分の一より四分の一に相当する鏝を普通はといったものと思はれる」と語る。一方で彦根藩計算券記載の上銭については「前代の精銭に該当し、古銭を主体とするものである」とも言う⁽²⁸⁾。ただしこれを裏付ける史料は示していない。小葉田氏が上銭をビタの一種に比定する点が注目される。ただし小葉田氏が語るビタは、低位銭一般を指す概念呼称の用例と、次に述べる具体的な銭種定義に基づく実態呼称の用例とが混在している（先の引用では前者が前者、後者が後者）ことに留意すべきである。

上銭 = ビタ観を実証的に示す近年の議論に川戸貴史氏のものがある。川戸氏は慶長4年(1599)の京都の上銭の対銀比価が旧来の精銭の約3分の1たること、当時の通用銭が精銭の3分の1に減価されることが一般的だったことから、上銭 = ビタと比定する⁽²⁹⁾。

補足する。1/3文に減価されたとされる通用銭の内実だが、天正10年(1582)の羽柴秀吉・筒井順慶の立法が「なんきん(南京)銭・うちひらめ(打平 = 無文)銭」「ワレ(破)、カケ(欠)、ナマリ(鉛)銭」以外一般と定義したことを以前私は示した⁽³⁰⁾。これら法が定義する1/3減価銭種は実態レベル・政策レベルでのビタの定義に近似する。実態レベルのビタ定義を示す、現在確認されている初見事例が、千枝大志氏が検出した天正10年(158年)伊勢の銭借用状である。借用した「ひた」が「はたかけ(端欠?)、ひらめ(=打平)、ころ(模造洪武銭?)、へいら(未成品?)」を排除した残りであることを記す⁽³¹⁾。政策レベルでのビタ定義を示す初見事例が、慶長13年(1608)の江戸幕府法である。「なまり銭・大われ(破)・かたなし(形無)銭・へいら銭」以外一般と定義し、同14年(1609)には排除対象に「新銭」が加わる⁽³²⁾(なお江戸幕府は本法をもってビタを基準銭とし、永楽銭使用を停止した)。概して最低品質銭(ならびに「新銭」=国産非公認銭?)以外一般をもって定義する点で共通する(また天正10年伊勢の事例は、江戸幕府法に先行して、社会の実態レベルでビタ定義が共有されていたことを示す)。以上から、16世紀末1/3減価銭 = 最低品質銭以外一般 = ビタとなる。一方先述のごとく川戸氏は上銭 = 1/3減価銭たることを示す事例を検出した。よって上銭 = (実体呼称としての)ビタ、とする川戸氏の観は支持しうる⁽³³⁾。

中銭は、第2章で言及した史料以外に、近江の事例は管見に触れない。なお川戸氏は慶長年間の京都の中銭事例を検出し、これを上銭(=ビタ)より評価が低い銭と解釈する⁽³⁴⁾。また紀伊に参考事例がある。年欠だが文禄2年(1593)と思われる、歳暮礼銭10貫文受領を伝える木食応其発高野山年預宛書状がある。その中に「料足ハ中ノ下にて」との記述がある⁽³⁵⁾。「中ノ下」とされる銭の内実是不詳だが、川戸氏が示す京都の中銭に類するものかもしれない⁽³⁶⁾。なお近江における下銭の他の事例は管見に触れない。

ここまで述べたごとく小葉田氏や川戸氏は上銭・中銭(・下銭)の価値差を想定している。しかし史料3・8は、各項目では上銭・中銭・下銭を区別して記すが、全て等価に評価した上で小計では上銭建てで記していた。小葉田氏らの観と先の史料の表現とは一見矛盾するが、整合的な説明はできないか。

そこで注目すべきが、先にも引いた、小葉田氏の彦根藩計算券について語る中での発言である。再掲するに、「思ふに少くとも近畿では、従来の如く幕府条令の所謂鏝は銭質によつて上・中・下等と称し、その価値も各異にしたであらう。されば幕府が永楽一貫鏝四貫なる規定を一律に強制する事は、頗る困難であつたのである」(傍線高木)という。つまり、幕府法のビタ定義

(=最低品質銭以外一般)の一方で、現実にはその中でも品質差があるため、社会の実態レベルでは上銭・中銭・下銭の階層差(価値差)が設けられた、という観である⁽³⁷⁾。実際、時期を少し遡るまたは降ると、ビタ内の階層化・価値差を示す記録がある。当該時期以前では天正13年(1585)の伊勢、ならびに16世紀末(か)の紀伊で確認できる⁽³⁸⁾。当該時期以後では寛永13年(1636)の寛永通宝発行後の寛永年間にビタ内の一部を上銭と呼んだ記録がある⁽³⁹⁾。

一方で、彦根藩の経理記録での上銭・中銭・下銭の等価処理はどう説明できるか。ここまでの議論を踏まえ、次の仮説を示す。すなわち、幕府法はビタ=最低位銭以外一般を等価(1枚1文)と定義するが、社会の実態レベルでは階層化使用があった。彦根藩は実態レベルでのビタの階層化を認識していた(史料上の上銭・中銭・下銭を区別する記述がそのことを示唆する)。しかし藩の経理記録上は、実態でのビタ内階層化を無視し、幕府法に準拠して等価に扱った。つまり、幕府法遵法の態度が藩政府にこのような簿記処理を行わせた、ということである。よってビタは上銭によってのみ構成されるのではなく、上銭・中銭・下銭(+ α ?)の集合である(価値の評価は、実態レベルで上銭>中銭>下銭、幕府法・彦根藩経理記録で上銭=中銭=下銭)と解釈すべきだろう⁽⁴⁰⁾。

参考となるのが、本稿の対象時期より若干降るが、寛永10年(1633)に長州藩江戸留守居役が幕閣へ「上銭」を贈与した事例である。本多博之氏はこの上銭を、「徳川政権によって金を基準に価格設定された「鑑銭」(京銭)の類であったと思われる」という⁽⁴¹⁾。本多氏も語るとく当時の幕府法上の基準銭はビタ(=最低品質銭以外全て)であるから、本稿のこれまでの考察を踏まえるに、ビタの中でも贈与支払での使用に適切な階層のものを上銭と呼んだことを当例は示唆する。

一方本稿で考察の対象とする彦根藩経理記録における基準銭としての上銭記述は、実態レベルでのビタ内の階層化の一方で、経理記録上は全て等価とし、ビタ一般の異称として「上銭」を使用したこと、つまり計算貨幣としての上銭呼称の使用を示す。ちなみに元和~寛永年間の幕領(遠江)でのビタ=京銭の基準銭としての使用事例(小物成算用)を大野瑞男氏が検出している⁽⁴²⁾。一方本稿で示した彦根藩経理記録は幕領以外(といっても譜代藩だが)でもビタ=上銭を基準銭に採用したことを示す。

上銭=ビタ仮説を価格水準から検証する。史料4(慶長19年)では83貫552文=1671匁なので銀1匁=上銭50文である。史料8(元和4~5年)では66貫472文=62分、101貫118文=1574.8匁なので金1分=上銭1072文、銀1分=上銭64文である。慶長14年(1609)の幕府法は金1分=永楽250文=ビタ1000文と定める⁽⁴³⁾。金に対する上銭価値と幕府法定ビタ価がほぼ等しいことは、上銭=ビタ観を支持する。また同幕府法は銀1匁=永楽20文=ビタ80文と定める。史料4・8ともに上銭は幕府法定ビタ価より高い。ただし京都の市価が慶長19年で銀1匁=50文、元和4年で銀1匁=62.5文である⁽⁴⁴⁾。このことは史料4・8の上銭価値がビタの対銀市価を反映しているとすれば、上銭=ビタ観を支持する。

第2章冒頭ならびに本章冒頭で示した、三貨の基準通貨化ならびに彦根藩経理記録の価額表記の歴史的意義如何、という論点に戻る。本章のここまでの考察を踏まえるに、彦根藩経理記録群の金・銀・銭表記の含意は次の通りである。

・金：幕府のオーソライズのある金たる大判・小判・一分金で小計額を記す。つまり彦根藩がこれら金を基準金に採用していることがわかる。ただし小計での形態別の立項は、計算貨幣の不統一を示す。大判と小判・一分金との表記の別は例えば品位差による説明が可能だが、小判と一

分金との表記の別は品位差では説明できない。形態別の表記自体に意味があったことを示唆するが、理由は不詳である。なお当該時期の近江で実際に小判・一分金は流通していた。よって彦根藩経理記録と実態レベルでの金使用状況との乖離はない。

・銀：幕府オーソライズのある銀たる丁銀で統一的に小計額を記す。つまり彦根藩が丁銀を基準銀に採用していることがわかる。ただし同時期の近江では丁銀に加え灰吹銀も流通していた。つまり実態レベルでは各種銀が併用される一方で、藩の経理記録では幕府通貨たる丁銀を基準通貨＝計算貨幣に採用する態度を看取できる。

・銭：幕府オーソライズのある銭たるビタの構成要素の一部と思われる上銭で統一的に小計額を記す。つまり彦根藩が上銭を基準銭に採用していることがわかる。ただし社会の実態レベルでのビタ内の上銭・中銭・下銭の分化を認識した上で、藩の経理記録ではそれらを等価に評価する。その理由に幕府法への遵法意識が想定できる。なお当該時期の近江での実態レベルでも上銭（＝撰銭？）使用記録がある。よって彦根藩経理記録と実態レベルでの銭使用状況との乖離はない。

総じて、実態レベルでの幕府外通貨を含む各種通貨の流通の一方で、藩経理の基準通貨に幕府がオーソライズする通貨を採用する態度を看取できる。このことは幕府基準通貨の幕領外での基準通貨としての採用、つまり幕府通貨の優位・普及の一端を示す。

おわりに

以上本稿では、三貨制度の形成過程の一階梯を示す史料の紹介を行った。具体的には、17世紀第1四半期において、幕府基準通貨（慶長金銀・ビタ）の藩による基準通貨としての採用を示す事例を紹介した。三貨制度の成立の動態を論じるには、本稿のような、幕府通貨の各地での受容の実態・動態にかかる実証研究の蓄積が必要な研究段階にまだある。事例検索の継続が求められる。

[追記] 本研究はJSPS科研費25770248, 15H03370の助成を受けたものです。

- (1) 例えば三上隆三『江戸の貨幣物語』（東洋経済新報社、1996）、3頁。
- (2) 拙稿「一六世紀後半～一七世紀初頭近江の金・銀使用状況」（『国語国文論集』45、2015）、同「一六世紀後半～一七世紀初頭の紀伊における銭・金・銀の使用状況」（『ヒストリア』249、2015）、同「一六世紀～一七世紀初頭の播磨・但馬における銭・銀・金の使用状況」（『神戸大学史学年報』30、2015）。
- (3) 「法規・法令」（『中世法制史料集』5）687。
- (4) 例えば浜野潔「近世の成立と全国市場の展開」（浜野ほか共著『日本経済史1600-2000』慶應義塾大学出版会、2009）、26頁。
- (5) 例えば藤井謙治「近世貨幣論」（『岩波講座日本歴史』11、岩波書店、2014）、239頁。
- (6) 安国良一「貨幣の地域性と近世的統合」（鈴木公雄編『貨幣の地域史』岩波書店、2007）、266頁。また、岩橋勝「近世の貨幣・信用」（『新体系日本史』12、山川出版社、2002）、436頁も参照。
- (7) 『徳川禁令考』3684・3685。
- (8) 拙稿「一六世紀～一七世紀初頭近江の銭使用状況」（『日本史研究』627、2014）、前掲註(2)「近江の金・銀使用状況」。
- (9) 『新修彦根市史』6、465。未（慶長12年）正月19日付け。
- (10) なお天正大判のうち慶長14年（1609）産のいわゆる大仏大判が「京判」と呼ばれた（小葉田淳『日本の貨幣』至文堂、1958、115頁）。これは史料1より時期が遅い。
- (11) なお当該時期の史料上の全ての「こま銀」が慶長丁銀と同品位とは限らない。田谷博吉氏は「一種の

- 灰吹銀」と解釈できる17世紀初頭の「こま」の記録に言及している（『近世銀座の研究』吉川弘文館、1963、126頁）。
- (12) 前掲註(5) 藤井論文、232頁。
- (13) 『新修彦根市史』6、467。慶長19年10月14日付け。
- (14) 『新修彦根市史』6、466。慶長16年12月10日付け。
- (15) なお史料2には「壹貫式百九拾匁 丁銀 りうきう（琉球）人ニ被下」との記述がある。同じ価値を提供するのであれば金の方が輸送コストが低い。一方で銀を対琉球人支払に使用している。当時の環シナ海地域での主要貿易通貨としての銀使用の反映か。
- (16) 東京大学史料編纂所蔵史料目録データベース、4171、61-7-4。
- (17) 小葉田淳『日本貨幣流通史』（刀江書院、1969）、248頁。なお『貞丈雑記』（宝暦13年（1763）～天明4年（1784）の雑録）に「近き代迄上銭中銭下銭とて三段ありしとぞ上銭と云は上古より伝る銭中銭といふは大明より渡りたる銭下銭とは此方にて鑄たる銭の事を云か慥ならず」とある。著者自身が「慥ならず」と語るように、この定義が17世紀初頭の現実の説明として正しいかどうかはともかく、上・中・下銭の弁別が18世紀後半に認識されていたことがわかる。
- (18) 『中村不能斎採集文書』285。元和元年12月26日付け。
- (19) 『中村不能斎採集文書』286。元和2年11月25日付け。
- (20) 『中村不能斎採集文書』288。巳（元和3年）3月27日付け。ただし当史料には「或ハ寛永六年（1629、巳）ナランモ知ルベカラズ尚ホ考フベシ」との註記がある。本稿ではさしあたり元和3年のものとして論じる。
- (21) 『中村不能斎採集文書』287。元和3年4月5日付け。
- (22) 『中村不能斎採集文書』289。元和3年11月11日付け。
- (23) 『中村不能斎採集文書』290。元和6年4月8日付け。
- (24) 『中村不能斎採集文書』291。元和6年12月26日付け。
- (25) 事実関係の詳細は前掲註(2)「近江の金・銀使用状況」、(8)「近江の銭使用状況」。史料出典は以下略す。
- (26) なおこれら記録は、浦長瀬隆氏（『中近世日本貨幣流通史』勁草書房、2001、205頁）が売券を典拠に示す近江の丁銀記録の初見（南東部で1646年、北東部で1662年）より先行する。
- (27) 前掲註(2) 拙稿「紀伊」、52頁。拙稿「一六世紀第4四半期四国の銭使用秩序に関するノート」（『安田女子大学紀要』39、2011）、84頁。
- (28) 前掲註(17) 小葉田著書、219頁・248頁。なお後者（ビタ＝輸入銭観）は青木昆陽（『昆陽漫録』）・新井白石（『本朝宝貨通用事略』）のビタ（＝京銭）観に近い。
- (29) 川戸貴史「銀貨普及期京都における貨幣使用」（天野忠幸ほか編『戦国・織豊期の西国社会』日本史料研究会企画部、2012）、952頁。
- (30) 小著『日本中世貨幣史論』（校倉書房、2010）、78頁。
- (31) 千枝大志『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』（岩田書院、2011）、82頁。小評「千枝大志著『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』（『ヒストリア』232、2012）、86頁も参照。
- (32) 前掲註(7)。
- (33) 前掲註(2) 拙稿「紀伊」、52頁。なお、ビタを粗悪・低評価銭とする従来の辞書の定義は、そろそろ見直されるべきだろう。そのような定義がなされた原因の一つに、寛永通宝発行後の実勢でのビタ減価があろう。例えば『甲斐国志』（文化年間成立）に「壹文遣ニハ不成銭ヲ鏝ト名付ク、民間扱之」とある。それが事実だとしても、その定義が17世紀初頭でも同じだったことを必ずしも意味しない。ビタ使用解消後の江戸時代人の証言に依拠する研究段階から、同時代史料を典拠に語るべき研究段階に、現在はある。
- (34) 前掲註(29) 川戸論文、952頁。
- (35) 前掲註(2) 拙稿「紀伊」、51頁。
- (36) 時期が遡るが参考となる事例に、永禄11年（1568年）大徳寺の寺内經理記録がある。上銭・中銭・悪銭と記し、価値水準は3:1.6:1である（田中浩司「十六世紀の京都大徳寺をめぐる貨幣について」竹貫元勝博士還暦記念論文集刊行会編『禪とその周辺学の研究』永田文昌堂、2005）、669頁。
- (37) ただし一方で、先述のごとく、小葉田氏は低位銭を指す概念用語としてビタの語を使用する場合があります。その概念に基づきビタ内階層化を語る場合もある。「割引通用の悪銭を一般に鏝と称せられて来

た。而して又鑑錢内容の複雑してゐる事は、一般の呼称の上にも何等かの区別を与へらるべきであつて、上錢・中錢・下錢なる呼び方はかゝる要求から生れたものであらう」と言う（前掲註（17）小葉田著書、218頁）。つまりここではビタ内階層化を、概念用語としてのビタすなわち低位錢一般内の階層化の文脈で語っており、当時の定義による実態概念としてのビタの中での階層化を語るものではない。

- (38) 千枝大志「中世後期の貨幣と流通」『岩波講座日本歴史』8、岩波書店、2014）、210頁。前掲註（2）拙稿「紀伊」、59頁。
- (39) 伊東多三郎『近世史の研究』5（吉川弘文館、1984）、212頁。
- (40) なお先述の葛川明王院の記録の上錢が、同時期の史料にある「撰錢」と相当であるとの推測を以前示した（前掲註（8）拙稿「近江の錢使用状況」、15頁）。本稿の考察を踏まえるに、この「撰錢」も、幕府法が定義する排除対象錢を選別した残り（広義のビタ）またはビタ内でもさらに選別した上位錢種（狭義のビタ）たることを示す、と考える。
- (41) 本多博之「近世初期幕府の錢貨政策と長州藩」（『広島女子大学国際文化学部紀要』13、2005）、232頁。
- (42) 大野瑞男『江戸幕府財政史論』（吉川弘文館、1996年）、193頁。
- (43) 『徳川禁令考』3685（前掲註（7））。
- (44) 京都大学近世物価史研究会編『15～17世紀における物価変動の研究』（読史会、1962）、44～45頁。

〔2015. 6. 25 受理〕